ラテンアメリカにおける石油・天然ガス部門の国有化政策比較

---1990~2012年の主要生産国についてのパネルデータ分析---

おか だ いさむ 勇

《要 旨》

石油・天然ガス部門の国有化は20世紀後半に一世を風靡したが、2000年代に入って国際原油価格が高騰する中、国有化政策の実施や外資優遇の継続について政策多様性が現れた。本稿は、ラテンアメリカを事例としながら、このような政策多様性の原因を比較検証するものである。今日の国有化政策については、左派の政治イデオロギー、大統領に対する政治的制約、国内での生産量と消費量のバランス、民営化と国有化のサイクルといった仮説が提出されてきた。とりわけ、左派イデオロギーと国有化を強く結びつける見方はレント主義ポピュリズムという主張を生み出したが、このように特定の政権と政策を結びつける分析には限界があり、総合的かつ厳密な比較検証は不十分であったといえる。

本稿は、1990~2012年のラテンアメリカの主要生産国8カ国を対象に、国有化やそれに類似した 政策に関するデータセットを独自に作成した上で、パネルデータ分析による主要仮説の検証とボリビ アの事例研究を行った。分析の結果、経済に占める石油・天然ガスのレントが増加し、行政府に対す る政治的制約が低くなることが重要で、左派イデオロギーをもつかどうかは必ずしも重要でないこと が明らかになった。

はじめに

I ラテンアメリカにおける国有化の潮流とその類型

Ⅱ 政治的論理と経済的論理――先行研究とその限

- Ⅲ パネルデータ分析による検証
- IV ボリビアの事例研究
- V 結論

はじめに

1970 年代のオイル・ショック以降,石油部 門の国有化に関する研究が盛んとなってきたが, 2000 年代に入って再び国際原油価格が高騰す る中で、途上国の石油産業は再び注目を集めるようになった [坂口 2010]。国有化政策というテーマは、新しくもあるが古くもある。世界中の産油国や石油部門の多国籍企業については、国有化の功罪や経験について既に多くの研究蓄積がある。1980 年代以降に新自由主義改革の一環として実行に移された石油・天然ガス部門の民営化や 2000 年代の国有化政策は、こうした過去の経験を踏まえた上で実施されたはずだが、短期的な要因にもとづいて実施された可能性もある。2015 年初頭に原油価格の下落が耳

目を集める中で、2000年代の資源ブーム下で 生産国がとってきた政策にどのような意味が あったのかは改めて研究されるべき課題となっ ている。

石油・天然ガス部門に対する国家介入は、独 特の政策領域である(注1)。多くの先行研究は、 資源価格の高騰期には石油・天然ガス部門が生 み出すレント(生産された利益から生産コストを 減じた価値)にたいして、国家のシェアを増や そうとするインセンティブが生まれると主張す る。しかし、なぜインセンティブが生まれるか についての論理は一様ではない。一方で、資源 レントが急激に増加したことによって国民の間 で利益分配要求が生まれ、政府はその要求を満 たすために、あるいは自らの政治資源とすべく、 資産接収や増税を実施するとの指摘がある。他 方で、資産接収や増税を行う際には、過去の投 資蓄積や国内消費量をまかなって余りある余剰 生産量、豊富な埋蔵量といった経済的な条件も 重要であることが指摘されている。

近年の石油・天然ガス部門への国家介入は、世界の多くの国で初めて外資の資産接収と国営企業の設立が行われた1970年代までとは異なり、多くの国の政策決定者はその功罪について知識と経験を有すると考えるのが自然である。もしそのように政策決定者の立場を考えるならば、政策決定の際にも様々な条件が考慮に入れられることだろう。しかし、今日の国有化政策について、実際に政策決定を促した条件の実証分析は不十分であった。

本稿は、ラテンアメリカ地域を対象としながら、何が近年の国有化政策を引き起こしてきたかを実証的に問い直すものである。第 I 節でみるように、ラテンアメリカ地域の主要生産国は、

1980年代まで比較的類似した背景をもちながら、その後は多様性がみられてきた。1990年代にいくつかの国はドラスティックな民営化を行ったが、国営企業独占体制を貫いた国や、国営企業と民間資本の混合体制を維持した国もあった。2000年代に入ると、いくつかの国では民間資本の資産接収や増税が実施された。このようなラテンアメリカ地域での政策の多様化は、世界の他地域で観察された多様化とも一致する。また、同地域で1990年代から実施されてきた石油・天然ガス政策については、その詳細も含めた資料が入手可能であり、厳密な比較検証を可能とする利点がある。

近年の国有化政策については、すでに多くの研究が様々な仮説を主張している。本稿では、政治的側面に着目した仮説(以下、政治的論理と呼ぶ)として「政治イデオロギー」と「行政府に対する政治的制約」、経済的側面に着目した仮説(以下、経済的論理と呼ぶ)として「民営化と国有化のサイクル」と「生産・消費バランス」を取り上げる。問題は、これらの仮説が十分に実証されていないことにある。

本稿は特に、左派政権が国有化政策を行うかどうかを問い直すことを目的とする。Mazucca [2013a; 2013b] は、一般的に急進左派政権とよばれる政治リーダーが資源レントの分配によって政治的支持を獲得しようとするとの「レント主義ポピュリズム」論を展開するが、そのような政権がまったく経済的論理を考慮に入れなかったどうかは検証されてこなかった(註2)。他方で、資源価格の変動や投資に対するコスト・ベネフィット計算、余剰生産の有無に着目するような議論は、理論モデルを構築してはいるものの、実際に政策が実行される過程を明らかに

していない。本稿はこのような経済的論理についても検証を行うものである。

何が国有化政策を生み出したかという問いに ついては、まず何を今日の「国有化政策」とと らえるかを検討しなければならない。いくつか の 既 存 研 究 [Guriev, Kolotilin and Sonin 2011; Warshaw 2012] は外資の資産接収と国営企業の 設立のみを取り上げてきたが、これは不十分で ある。もし石油・天然ガス部門が生み出すレン トに対して国家のシェアを増やすことがもっと も重要ならば、資産接収や国営企業の設立だけ でなく、強制的な資産の買収から増税、契約方 式の変更など、多様な政策手段を含めるべきで ある^(注3)。本稿は、このような多様な政策手段 を把握するために、報道資料や二次資料にもと づいて独自のデータセットを構築した。この データセット構築の意義については、改めて第 Ⅱ節で議論する。本稿では、資本・資産・利益 に対する国家のシェアを増加させる政策を広く とらえる場合,「国有化志向の政策」と呼ぶ(注4)。 他方で、国際報道などで耳目を集めやすい資産 の接収やそれに匹敵する強制買収などについて は「ラディカルな国有化」と呼ぶ。以下では, 両者を特に区別しない場合は単に「国有化政 策 とするが、分析の際には誤解を避けるため に「国有化志向の政策」、「ラディカルな国有 化」と明記する。

本稿は、混合研究法(mixed methods)を用いる。まず、ラテンアメリカの主要生産国であるアルゼンチン、ボリビア、ブラジル、コロンビア、エクアドル、メキシコ、ペルー、ベネズエラの8カ国^(注5)についての回帰分析によって、政治的論理と経済的論理の4仮説の有意性を検討する。その上で、ボリビアについての事例分

析を行う。回帰分析が多様な事例に対する仮説の一般的な有意性を問うのに対して、事例分析は複数の論理がどのように立ち現れ、意味をもったのか、あるいは顧みられなかったのかについての詳細な理解を提供する。ボリビアは急進左派政権あるいはレント主義ポピュリズムの代表例とされる一方で、石油燃料の国内供給に難を抱えてきた。いわば、イデオロギーのような政治的論理と生産と消費のバランスといった経済的論理がともに強く働くと考えられる事例である。このような事例について過程追跡を行うことは、どの論理がどのような状況で働いたのか、もっともらしい論理がなぜしばしば現実のものとならないかを明らかにする。

構成は以下のとおりである。第Ⅰ節では,近年のラテンアメリカにおける国有化政策をとりあげ,主要生産国でどのような多様性がみられてきたかを確認する。第Ⅱ節では,先行研究を踏まえながら,政治的論理としてイデオロギーと行政府に対する政治的制約度を,経済的論理として民営化・国有化サイクル説と生産・消費バランス説を確認する。その上で,両者を組み合わせた実証分析が必要であることと,その際に考慮すべき点を議論する。第Ⅲ節では,独自に作成したパネルデータを用いて,各仮説と「国有化志向の政策」との関係を回帰分析によって明らかにする。第Ⅳ節では,回帰分析の結果を踏まえながら,ボリビアの事例について叙述する。第Ⅴ節は結論をまとめる。

I ラテンアメリカにおける国有化の潮流とその類型

2008年10月21日に、アルゼンチンのフリ

オ・デ・ビド (Julio de Vido) 企画大臣は、レプ ソル (Repsol) 社のスペイン人チームと会合し、 「アルゼンチンでは企業は法的安定性を有して いるため、(国有化を) 心配する必要はない。 とりわけYPFのビジネスと投資プランについて はよく理解している | と述べた(注6)。スペイン 系レプソル社は、1999年の民営化の際に、石 油公社YPF (Yacimientos Petrolíferos Fiscales) の約 98パーセント株式を取得していた。アルゼン チン政府はこの数日前に年金基金の国有化を発 表したが、この流れが石油・天然ガス部門にお よぶことはないと請け負ったのである。それか ら3年半後の2012年4月16日,同国のクリス ティーナ・フェルナンデス (Cristina Fernández) 大統領はレプソル社保有のYPF株式の50.01 パーセントを接収することを発表した。同大統 領によれば、投資不足と石油生産の減少、そし てアルゼンチンが石油の純輸入国に転落したこ とが国有化の理由であった(注7)。

2000年代のラテンアメリカでは複数国で石油・天然ガス資源の国有化政策が実施された。
2001年にベネズエラのウゴ・チャベス(Hugo Chávez)大統領が石油・天然ガス法(Ley Orgánica de Hidrocarburos)を制定し、新規油田における国家のマジョリティ参画を規定したのを皮切りに、2006年以降、ボリビア、エクアドル、ベネズエラで既存の外国企業の資産接収をともなう政策が実行に移され、アルゼンチンのYPFも2012年にそのリストに加わった。

2000年代には資産接収に限らず、法人税やロイヤリティの増税や契約方式の変更も起きた。2006年にベネズエラ政府は、既存油田の開発契約について石油公社PDVSA(Petróleos de Venezuela S.A.)が過半数出資するジョイント・

ベンチャー (JV) 契約に移行することとした。 翌年には、オリノコ (Orinoco) 超重質油地帯の 鉱区についても、同様の契約更改を要求した。 ボリビア政府は 2006 年、エクアドル政府は 2010 年に、石油資源を完全に国家管理下におき、 民間企業が受け取る実質的な利益分を大幅に減 額させる新契約への移行を迫った。またブラジ ルで 2010 年 12 月に成立した法 (Lei 12351) は、 リオデジャネイロ州およびサンパウロ州沖合の サブソルト (海底岩塩下) 層の埋蔵資源開発の 新規プロジェクトについて、従来のコンセッション契約ではなく国営企業 Petrobras (Petróleo Brasileiro S.A.) が最低でも 30 パーセント資本参 加する契約モデルを採用した [舩木 2011, 39-40]。

こうした国有化、増税、より国家管理の強い契約方式への変更といった傾向の背景に、2000年代の石油・天然ガス資源価格の高騰があったことは確かである。1990年代に概ね20米ドル/バレルで推移していた原油価格は、2002年後半以降に急上昇し、2007年には約90米ドル/バレルを記録した。しかし、国際的な資源価格の高騰は必ずしもすべての国で国有化を意味したわけではない。

同じ2000年代には、ペルーやコロンビアのように石油・天然ガス部門への民間資本参入を継続あるいは強化する国もあった。ペルーは1993年公布の法26221号に始まる外国投資誘致方針を維持し、2000年代に入ってもさらに投資インセンティブを導入した。2003年には大統領令によって、それまで最低20年間の指定があった天然ガスの国内供給義務を緩和し、ロイヤリティを減額する措置を発表した[Campodónico 2007b, 68-69]。2006年7月の法改正は、国営企業ペトロペルー(Petroperú) 社が

表1	主要生産国一	一覧
----	--------	----

	石油埋蔵量 (10億バレル)	石油生産 (千バレル / 日)	天然ガス埋蔵量 (10兆立方フィート)	天然ガス生産 (10億立法フィート/年)
 ベネズエラ	77.69	2924	147.59	1003
メキシコ	26.94	3593	29.51	1334
ブラジル	8.46	1758	7.81	287
アルゼンチン	2.97	866	27.46	1275
エクアドル	2.12	393	3.67	4
コロンビア	1.75	588	4.32	218
ボリビア	0.44	47	24	205
ペルー	0.32	97	8.66	16

(注) いずれも2002年の値。

(出所) 米国エネルギー省エネルギー情報局のデータを参照し,筆者作成。

探査・生産を含めた石油・天然ガス産業の全プロセスに再び参画できるとして国営企業の再参入へと舵を取り直したが、2012年末の時点では、民間企業中心の探査・生産が続いている(注8)。コロンビアは国営企業ECOPETROL (Empresa Colombiana de Petróleos S.A.) と民間企業との複合体制を維持しながら、民間資本の参入拡大とECOPETROLの国際展開を進めてきた。2006年にアルバロ・ウリベ(Álvaro Uribe)大統領はECOPETROLの20パーセント株式の市場売却を許可する法律を成立させ、2007年と2011年にそれぞれ10パーセントずつを売却した。

本稿が取り上げるラテンアメリカの主要生産 国8カ国には、表1のとおり、埋蔵量と生産量 に差異がある。ベネズエラとメキシコの石油埋 蔵量は格段に規模が大きく、その他6カ国は中 小規模の生産国といえる。しかし、このような 生産規模の違いは、政策の違いには結びついて いない。

ラテンアメリカの石油・天然ガス部門は,20世紀初頭まではスタンダード・オイル(Standard Oil)社等の国際メジャー企業が開発し,1922

年のアルゼンチンでのYPF創設によって国営企業による開発が始まった。それ以降,世界的に資源ナショナリズムの波を迎えた1970年代までに、ラテンアメリカのすべての産油国で国営企業が設立され、民間企業が開発していた既存油田の資産が接収あるいは買収された。それぞれの国で反動はあったものの、1990年代に民営化の波、2000年代に再国有化の波が訪れた(注9)(表2参照)。このように、1980年以前は国営企業中心、1990年代は一部の国での民営化、そして2000年以降には一部の国で再国有化が起き、比較的共通した状況から政策の多様化に至った、と評価できる[CEPAL 2013a]。

このような多様性がどのような条件下で生まれたかを検証することは、ラテンアメリカ地域以外にも意味をもつものである。石油・天然ガスがますます戦略資源としての重要性を高めている中、政策の多様性は世界の主要生産国でもみられる。ロシアやカザフスタンのように近年国有化傾向を強めた国もあれば、インドネシアのように民間資本の参入拡大を目指す国もある[坂口2010; Domjan and Stone 2010; Sarsenbayev

表2 1990~2012年の政策の多様化

国	1980年代以前	1990年代	2000年以降
メキシコ	国営企業の独占	維持	維持
ベネズエラ	国営企業の独占	民間資本の参入許可	国営化の強化(増税+接収)
ブラジル	国営企業の独占	民間資本の参入許可	維持
エクアドル	国営企業+民間資本	民間資本の参入促進	国営化(増税+接収)
コロンビア	国営企業+民間資本	民間資本の参入促進	民間資本の参入促進
アルゼンチン	国営企業+民間資本	国営企業の民営化	国営化(増税+接収)
ボリビア	国営企業+民間資本	国営企業の民営化	国営化(増税+接収)
ペルー	国営企業+民間資本	国営企業の民営化	維持

(出所) 筆者作成 (1980年代以前は Philip 2006 (1982): 482参照。1990年代は Campodónico 1996; 2004 を参照。 2000年以降は Campodónico 2007a; 2007b その他報道より)。

2011]。また 1970 年代以降に民営化と国有化を 経験した国々が、近年どのような論理で政策を 実行に移したのかは多くの研究者も着目すると ころであるが、比較実証分析は各国毎の複雑性 からあまり試みられてこなかったか、あるいは 表面的な理解に留まってきたというべきであろ う。世界大でのLarge-Nによる比較分析は存在 するものの [Guriev, Kolotilin and Sonin 2011; Warshaw 2012; Chang, Hevia and Loayza 2010], 資 産接収のような「ラディカルな国有化」や国営 企業の設立のような耳目を引くイベントのみを 対象として扱ってきた。本稿のラテンアメリカ についての比較実証分析は, こうした状況に あってより厳密かつ詳細なデータにもとづいた 方法で検証を試みるものである。次節では、お もな先行研究を示したうえで、その限界を論じ る。

Ⅲ 政治的論理と経済的論理──先行研究とその限界──

国有化政策というテーマについては、特に 20世紀後半から先行研究が蓄積されてきた。 ここではラテンアメリカ地域を扱ったものを中心としながら、世界複数地域を扱った比較研究も含めて、20世紀後半から今日にかけての代表的な研究を再確認した上で、今日の国有化政策を理解する上での限界を述べる。

ラテンアメリカの国有化政策についての古典ともいえるPhilip [1982, 159-161] は, 1970 年代末までに外国企業の資産接収があった 10 カ国の事例研究を踏まえて, 国有化を説明するアプローチには「交渉モデル (bargaining model)」と,「マルクス主義モデル (Marxist model)」の 2つが存在すると指摘した。「交渉モデル」とは,ホスト国と多国籍企業がいずれもコスト・ベネフィット計算にもとづいて利益を最大化しようとして交渉すると想定するものである。他方で「マルクス主義モデル」は,ホスト国はナショナリズムや反帝国主義,反米主義にもとづいて行動するため,しばしば経済的利益を度外視してでも国有化を実施すると想定するものである。

この指摘は国有化政策について2つの異なったアプローチが存在することを示唆している。 本稿では、「交渉モデル」を経済的論理、「マルクス主義モデル」を政治的論理としてとらえ る(注10)。ラテンアメリカの資源政策についての 最近のレビューは、「短くいって、経済的では なく政治的決定が、エネルギー政策と収入をい かに扱うべきかを決めている」と述べた [Weintraub 2012, 168]。このような言明は、多く の分析者が経済的論理/政治的論理という区別 を共有していることを示唆するが、それぞれの 論理の中ではより具体的で精緻化されたモデル が提示されてきたことも注目に値する。他方で、 上記のレビュー論文も含め、この異なった論理 の間で相互の説明力を戦わせるような実証研究 は不十分であったといわざるをえない。以下で は、まず政治的論理にもとづく研究、続いて経 済的論理にもとづく研究の主張をそれぞれ確認 した後で、問題点を指摘する。

1. 政治的論理にもとづく研究

(1) 政治イデオロギー

2006年の選挙で、ボリビア、エクアドル、ニカラグアで左派政権が誕生し、ブラジルやベネズエラで左派の大統領が再選されると、ラテンアメリカの左傾化が人口に膾炙するようになった [遅野井・宇佐見 2008]。この現象を説明しようとする実証研究の中では、急進左派政権が誕生したり、実際に社会支出の増加などの左派的政策が可能になった原因として、石油・天然ガス・鉱物資源がもたらした歳入増と財政制約が指摘されてきた [Weyland 2009; Murillo, Oliveros and Vaishnay 2011; Blanco and Grier 2013]。

そうした中、急進左派政権であれば国有化政策をとるとする代表的な論者はMazucca [2013a; 2013b] である。彼は、ベネズエラのウゴ・チャベス、ボリビアのエボ・モラレス (Evo Morales)、エクアドルのラファエル・コレア

(Rafael Correa), そしてアルゼンチンのネストル・キルチネル (Néstor Kirchner) といった大統領について「レント主義ポピュリズム (rentier populism)」という概念を提唱する。すなわち、これらの大統領の政治手法は資源部門の資産接収を進め、長期的投資よりも短期的消費に資源収入を向けることで、非制度化された支持層を動員し、大統領に権力を集中させる点で共通しているというのである。Mazucca [2013b,111]は、これらの「レント主義ポピュリズム」政権が「接収への衝動("urge to expropriate")」をもつと論じる。

政治イデオロギーに結び付けて国有化政策を理解する立場は、それらの国の政府はしばしば 経済的論理を看過しているという。Weyland [2009] やKaufman [2011] は、ベネズエラ、ボリビア、エクアドル、アルゼンチン、チリ、ブラジルなどで成立した左派政権をいくつかのカテゴリーに分類した上で、ベネズエラ、エクアドルなどの資産接収を含む国有化政策は持続可能な政策とは言い難いと評価した。

(2) 行政府に対する制約

別の政治的論理として、行政府に対する制約が低いために国有化政策が起きると主張するものがある。Guriev, Kolotilin and Sonin [2011] やWarshaw [2012] は、1960年代~2006年頃までの全世界の国有化事例についてパネル分析を行い、国有化政策は一般的に非効率なため実施されにくいと想定した上で、制度の質が低い場合に国有化政策が起こりやすいと論じる。この場合の制度の質とは、行政府に対する制約であり、具体的には政策決定における拒否点の数とそれらの選好で表され、独立した拒否点(立法府、司法府、連邦制の場合の地方政府など)が多く、

それらが行政府と異なった政策選好を有するほど、政策実施が困難になるとされる(注11)。

これと類似する議論は、ラテンアメリカに関する先行研究にも存在する。Mazucca [2013a; 2013b] のレント主義ポピュリズム論もまた、制約度の低い大統領と国有化政策とに関連性を見出している。Philip [1982] の古典的研究もまた、国内の反対派勢力の抵抗が強いかどうかが重要だとする。

2. 経済的論理にもとづく研究

経済的要因を説明しようとする議論のほとんどは、資源価格がグローバル・レベルでの需給動向や地政学的な要因によって予測困難な形で変動することに、根本的な原因を求める。そして以前に比べて資源価格が顕著に上昇すると、国家は国有化によって歳入増を見込むことができ、企業はある程度の負担増を甘受できるようになるため、国有化インセンティブが増すと主張される [Guriev, Kolotilin and Sonin 2011 他]。しかし、資源価格の高騰それ自体が国有化をもたらすと論じるのは単純な見方である。以下ではこれに関連しながら、やや異なった理解を促す2つの仮説をみる。

(1) 民営化と国有化のサイクル

近年の研究は、資源価格の変動よりもそれに 関連した投資流入状況から、民営化から国有化 に至るメカニズムを議論する [Hogan and Sturzenegger 2010; Chang, Hevia and Loayza 2010]。 このメカニズムは、石油・天然ガス部門のもつ 独特の性質と関係がある。石油・天然ガス部門 は、どれくらいあるかもわからない地下資源の 探査に高額で高リスクの初期投資を必要とする ため、極めて有利な条件で民間投資にインセン ティブが与えられることが多い。とくに国営企業が汚職や政治的介入による非効率性を十分に克服できないような場合、高リスクで高額な初期投資を行う上で国営企業への出資や共同事業といった方式は魅力的でないため、民営化を断行することが初期の投資インセンティブに含まれることが多い(注12)。

しかし、ひとたび埋蔵資源の価値が明らかになると、当初の高リスク性は忘れ去られ、既に投資された資本はその資源の生産にしか用いることのできない「埋没費用(sunk cost)」となる。このように投資流入後の状況の変化によって、当初の契約を変更するインセンティブが高まる(注13)。さらに、今日の石油・天然ガス資源は国家所有が一般的であり、世界的にみても多国籍企業に比して生産国の国営企業のシェアが増しているため、国家がより有利な契約変更を行う競争的・規範的な条件もそろっている[Hogan and Sturzenegger 2010]。

他方で、Chang, Hevia and Loayza [2010] は、より複雑な因果メカニズムを主張している。彼らによれば、問題は効率的な資源開発を可能にする民営企業と、分配可能な利益を増やす国営企業のどちらを選択するかというトレードオフにある。この考え方によれば、民営化から国有化に転じる閾値は、政権担当者が将来の投資流入継続から期待される利得を、国有化から期待される利得から差し引くことで求められる。そうした場合、一定期間にわたって投資額が流入しながらその後減少に転じたときに、国有化のリスクは高まることになる。

ここで紹介した2つの研究はロジックこそ違うものの、投資流入後の状況の変化が国有化に 影響を及ぼすと考える点では一致している。

(2) 生産・消費バランス

ラテンアメリカを扱った近年の研究は、資源 価格の高騰が必ずしも国有化インセンティブに つながるわけではなく, 国有化を抑制する可能 性があることを指摘している。国連ラテンアメ リカ・カリブ経済委員会 (ECLAC) の天然資源 チームは、石油・天然ガス生産国は同時に消費 国でもあり、しばしば国内で供給されるガソリ ン等の燃料価格を低く抑えているため、資源価 格の高騰期には財政悪化の恐れがあると指摘す る [Campodónico 2009]。 Manzano and Monaldi [2008] は、資源生産国の生産・消費バランス が重要であることを強調した上で、国内消費を 満たしてなお余剰生産がある純輸出国では国有 化インセンティブが生まれるが, 逆に国内消費 を満たせない純輸入国では民営化インセンティ ブが生まれると主張する。なぜなら純輸入国で は, 国内消費を満たすために輸入しなければな らない石油燃料の価格が高騰して財政をひっ追 するため,これに対する解決策として国内資源 の新規探査・生産開発に向けた投資促進が、喫 緊の課題となるからである。

3. 限界と議論

以下は、上記の4つの仮説をまとめたものである。

H₁:政治イデオロギー説……左派政権である ほど国有化政策を取りやすい。

H₂: 行政府に対する制約説……政策実施への 抵抗が小さい場合に国有化政策が取られ やすい。

H₃: 民営化・国有化サイクル説……民営化の 実施時に投資家に極めて有利な条件を与 えるため、実際に投資が流入した後で減 少傾向になると, 国有化インセンティブ が生まれる。

H₄:生産・消費バランス説……石油・天然ガス部門の純輸出国では価格高騰期に国有化インセンティブが生まれるが、純輸入国では民営化インセンティブが生まれる。

以上の諸仮説については、それぞれをともに 考慮に入れた実証分析を行う必要がある。国有 化政策を急進左派政権のような政治イデオロ ギーと結び付けるH、には懐疑的な立場が存在 する。Haslam [2010, 225-228] は、アルゼンチン、 ボリビア, チリ, ベネズエラの政策を比較し, 左派政権だから国有化を行うと想定する決定的 な理由は存在しないと主張した。またBerrios、 Marak and Morgenstern [2010, 16-20] は, 1900∼ 2006年のラテンアメリカ10カ国(注14)の169政 権を対象として、その政権イデオロギーと国有 化・民営化政策について体系的な分析を行った 結果, あらゆるイデオロギーの政権が国有化を 行ってきたことを明らかにした^(注15)。彼らは, 代替仮説として経済的な要因を含めた再検証の 必要性を主張したが、そのような検証は行われ ていない。

他方で、 H_3 、 H_4 のような経済的論理についても、実際の政策決定にそって考えるならば、政治的論理を検討しなければならないのは明らかである。価格と資源探査が極めて不確実な状況では、政策決定者がこれに見合った中長期的な観点からの制度構築を行うことが求められるが、それが困難な理由を考える上で、2つの点がとりわけ重要である。第1に、そもそも民主体制下で政権を握った政治家は中長期的なコミットメントをすることが難しく、短期的な視野で政策を実施することが多い [Acemoglu

2003]。短期的な視野でとられる政策は、当然、 その時点で政治家に利益をもたらすものになり がちである。第2に、制度改革を実現するため には取引費用がかかる。法律の制定には所要の 制度環境下で手続きを踏む必要があるし、増税 に抵抗するであろう利害関係者に対処しなけれ ばならないこともある。これらの点は、実際の 政策決定にあたっては政治的論理が重要である 可能性を示唆している。時の政権が何を重視し ており、政策変化を試みる上でどの程度の取引 費用に直面するかは、経済的論理を重視したと しても見落とすことはできない。

以上を踏まえて、本稿は政治的論理と経済的 論理にもとづく変数を共に投入した検証を行う。 このような検証を行う上で、同様の問題意識を もつ研究としてBerrios、Marak and Morgenstern [2010] があるが、政権を単位としたデータセットであったことに限界を有していたというべき である。なぜなら、そのようなデータセットで は長期政権と短期政権が同等に扱われてしまう だけでなく、同一政権の中で異なった方向性の 政策が取られる可能性をモデルに取りいれられ なかった。このような問題は、政権単位では変 化しない経済的論理の検証を困難にしていた。

また、多くの先行研究が深く検討しなかった 点として、どのような現象を「国有化政策」と してとらえるか、という問題がある。先述した ように、ほとんどの研究は第一義的に、民間資 本の接収やそれに匹敵する一方的な契約更改、 あるいは国営企業の設立だけを国有化政策とと らえてきた。しかし、これは「ラディカルな国 有化」とでも呼ぶべきものである。

1990 ~ 2012 年のラテンアメリカにおいて, 「ラディカルな国有化」はアルゼンチン (2012 年), ボリビア (2005, 2006, 2008, 2009年), エクアドル (2006, 2008, 2009, 2010年), ベネ ズエラ (2001, 2006, 2007, 2009, 2010年) の 4 カ国で 14 事例あった。この 14 事例は, 2005 年のボリビアと 2006年のエクアドルを除き, 急進左派政権あるいはレント主義ポピュリズム と呼ばれる左派政権下で実施された。

しかし、このような「ラディカルな国有化」 に限定することは、石油・天然ガス政策につい て偏った理解に留まる。問題は石油・天然ガス 部門における利益の取り分について国家がどの 程度のシェアを確保するかであり、それは多様 な手段によって可能である。確かに, 世界複数 地域のlarge-Nデータを扱う場合,長期間にわ たってどのような政策が実施されたかをその詳 細な内容も含めて調べ上げるのは現実的には困 難であったかもしれず, 国際報道に現れやすい 「ラディカルな国有化」への限定は仕方ないも のだったかもしれない。それに対して本稿では, 類似の背景をもつとともに、十分な資料が得ら れる 1990 ~ 2012 年のラテンアメリカ地域に限 定し、報道や二次資料(注16)を網羅的に収集して、 政策リストを作成した (別表参照)。

表3は、この政策リストをもとにして、「ラディカルな国有化」だけでなくそれ以外の国家シェアを増加させる政策を含めて、それらの実施年を抽出したものである。本稿では、国家シェアを増加させる様々な政策を含めて、「国有化志向の政策」と呼ぶ。Sigmund [1980] やBerrios, Marak and Morgenstern [2010: 3-10] は、国家のシェアを高める政策として、国営企業独占となる資産接収、国営企業がマジョリティ参画となる部分的な資産接収、税やロイヤリティの増額、国営企業の設立、契約方式の変更と

表3 「国有化志向の政策」の実施年(1990~2012年)

アルゼンチン	2002, 2004, 2006, 2012
ボリビア	2005, 2006, 2008, 2009
ブラジル	2009, 2010
コロンビア	
エクアドル	2006, 2007, 2008, 2009, 2010
メキシコ	
ペルー	2004, 2006
ベネズエラ	2001, 2004, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010

(注) 太字は「ラディカルな国有化」すなわち資産接収もしくはそれに匹敵する一方的契約変更。イタリックは石油・天然ガス部門での国家のシェアを増加させる政策。

(出所) 筆者作成。

いった多様な政策手段があるとした。「国有化 志向の政策」はこれらをすべて含めたものであ る。

表3からは、急進左派政権に分類されてこなかったブラジルやペルーのような国でも「国有化志向の政策」が実施されたことがわかる。次節では、このデータセットを用いて、どのような条件下で政策が実施されたかを検証する。

Ⅲ パネルデータ分析による検証

本節では、パネルデータを用いた回帰分析に よって、政治的論理と経済的論理が「国有化志 向の政策」に影響を与えたのかを検証する。以 下、被説明変数、説明変数、コントロール変数、 モデルについて説明した上で、検証結果を示す。

1. 被説明変数

前節で述べたとおり、分析単位は1990~2012年のラテンアメリカの主な石油・天然ガス生産国8カ国の各国・各年とする。23年×8カ国のパネルデータであるため、サンプルサイズ(N)は184である。本稿は、「ラディカルな

国有化」だけでなく多様な政策手段を取りいれた「国有化志向の政策」を説明対象とするが、ある国でのある政策のインパクトを他の国の他の政策と比較して統一基準で指標化することは容易ではない。そのため、そのような政策手段が取られた場合に1を、それ以外に0を付与して二値化した(注17)。

2. 説明変数

以上の被説明変数に対して、前節の議論にもとづき、もっとも説明力があると想定される4つの説明変数と5つのコントロール変数を投入する(注18)。各変数の要約統計量については表4を参照されたい。

(1) 政治イデオロギー

政策決定において重要な役割を果たすと考えられる大統領の政治イデオロギーについて,近年の左傾化研究の例にならって,Murillo,Oliveros and Vaishnav [2011] による5点尺度のスコアを利用する (注19)。ここでは順序を反転させ,大統領のイデオロギーを左派 (5),中道左派 (4),中道 (3),中道右派 (2),右派 (1) とした。左派である (値が大きい) ほど,国有化

表 4 各変数の記述統計量

	最大値	平均值	メジアン	最低值
イデオロギー	5	3.070652174	4	1
行政府に対する制約度	1	0.546914426	0.573312014	0.109871984
投資額の減少傾向	4.425885123	3.051592118	3.087281001	1.054357662
生産・消費バランス	8.756662996	3.377448777	6.287837109	-7.046170281
レント(対 GDP 比)	3.86906428	1.989289412	1.889744309	0.316896738
債務サービス	4.747609216	3.222240042	3.323856327	1.593369281
埋蔵量/生産量	5.448543035	2.782534956	2.5599546	1.527467625
資源価格	5.279680151	4.028360516	3.855775374	2.97228123

(出所) 筆者作成。

政策が取られると予測する(注20)。

(2) 行政府に対する制約度

行政府に対する制約度に関して、Henisz [2000] によって作成され、その後アップデートされたPOLCONV指標を用いる (注21)。これは、議会上下両院、地方政府、司法府といった拒否点の数とその選好にもとづいて、どの程度政策に対する抵抗が予想されるかをまったく抵抗がない場合 (0) から、極めて強い抵抗が想定される場合 (1) まで、 $0\sim1$ の連続尺度でスコア化したものである。ここでは、スコア値を 1 から減じて反転させて投入する。つまり、行政府に対して予想される抵抗が小さい(数値が大きい)ほど、国有化政策の可能性が高まると予測する。

(3) 外国直接投資の減少傾向

民営化・国有化サイクル説の主要な論点は、十分な民間投資が流入するとそれが後に埋没費用となって、国有化インセンティブにつながるというものである。その中で、Chang、Hevia and Loayza [2010] は、民営化を継続することで今後得られるだろう利益と、国有化によって得られるだろう利益との比較が重要になるのだから、外国直接投資が相対的に多く流入し続けている時期の国有化は合理的ではなく、より少

なくなった時にこそ国有化政策が取られやすい と主張する。石油・天然ガス部門に限定した外 国直接投資額の長期データは入手できないが, 主要生産国については外国直接投資のかなりの 部分を石油・天然ガス部門が占めると考えられ るため、CEPAL [2013b] より各国への外国直 接投資額総額について1980~2011年までの データを利用した。その上で、過去10年間の うちもっとも高かった投資総額から、直近3年 の投資総額の平均値を減じることによって,外 国直接投資額の減少傾向についての変数を作成 した(注22)。この変数は、過去10年間に多くの 投資額がありながら, 直近3年間は低い投資額 にとどまっているような状況に限って高い数値 をとるため、数値が大きいほど国有化政策の可 能性が高まると予測する。

(4) 生産・消費バランス

Manzano and Monaldi [2008] は, 国内消費を 補って余りある余剰生産は国有化インセンティ ブを生み出すが, 国内生産を満たしていない場 合, 国有化ではなく民間投資を呼び込んで生産 量を増やそうとするインセンティブが働くと主 張する。生産消費バランスは, 生産量と消費量 の両方が入手可能な米国エネルギー省のエネル ギー情報局(Energy Information Administration)のデータ^(注23)より、石油の生産量より消費量を減じて算出した。ただし、国有化政策が天然ガスについてのみ起きたボリビアに関しては、天然ガスの生産・消費バランスを含めた^(注24)。その際、数値を統一するためにBTU(British Thermal Unit)に換算した^(注25)。生産量が消費量を上回り(正の値)、かつ国有化によって収奪できる余剰利益が大きい(数値が大きい)ほど、国有化政策が取られやすいと予測する。

3. コントロール変数

上記の4つの説明変数に加えて、「国有化志 向の政策」の決定に影響を与えると考えられる 5つのコントロール変数を投入する。

(1) 体制スコア

まず、「国有化志向の政策」がとられるコンテクストとして、そもそも生産体制が国営企業独占か、民間企業の参入が許されているかは極めて重要であるため、生産体制の違いをコントロールする必要がある。そこで国営企業の独占であれば1、国営企業と民間企業の複合体制であれば0.5、民間企業のみであれば0を付与し、体制スコア変数を作成する(注26)。国営企業の独占体制であれば国家のシェアを増やす必要性が低いので、体制スコア変数は「国有化志向の政策」がとられる確率に対して負の効果をもつと想定される(注27)。

(2) レント

各国経済の中で資源部門が占める割合は、各 国の政策担当者にとって重要な判断材料になる。 資源部門の経済に占める割合が大きく、価格高 騰とともにレント(生産された利益から生産コス トを減じた価値)が増加すると、そこからの取 り分を増加させようとするのは自然である。ただし、経済が多角化していれば、国有化によって投資を遠ざけることは他産業への影響も意味するため、より複雑かつ長期的な判断が必要になる。この点を考慮に入れるため、世界銀行の統計より石油・天然ガスのレントの対GDP比を抽出して作成した。レントの割合が高い(数値が大きい)ほど、国有化政策の可能性が高まると予測する。

(3) 債務サービス

近年の左派政権の政策研究 [Murillo, Oliveros and Vaishnav 2011] が指摘するように、債務返済の負担に由来する財政規律から解放されることは、政府にとって政策の自由度を高めた可能性がある。また、一部の国での石油・天然ガス部門の民営化が累積債務に対処する構造調整のひとつとして実行されたとすれば、債務負担の減少は資源政策についても柔軟性をもたらすと考えられる。さらに財政状況の好転は、自己資本による国営企業の経営の展望にも好影響をもたらす。そのため、債務サービスについて、世界銀行の統計データより対輸出額比を取った(注28)。債務負担が大きい(数値が大きい)ほど、国有化政策が取られにくいと予測する。

(4) 埋蔵量/生産量

生産量の増加は、必ずしも資源開発が持続的であることを意味しない。国内消費や輸出需要を満たすために生産量を増やしたとしても、埋蔵量が伸びなければ将来性が危ぶまれるため、さらに外資導入を継続しようとするかもしれない。1990年代以降のコロンビアではこの議論が盛んになされ、純輸出国ではあるものの民間投資誘致が優先されてきたとの解釈がある[Campodónico 2007b; Urrutia 2009]。埋蔵量と生産

量については、生産消費バランスと同様に米エネルギー情報局のデータから計算した。同様にボリビアについては天然ガスを含め、BTUに換算した。埋蔵量が生産量に比して大きい(数値が大きい)ほど、国有化政策が取られやすいと予測する。

(5) 資源価格

資源価格は2000年代に入って上昇し、2011年には1999年の平均値の約4倍になった。この変化をとらえるために、石油価格の対数値を説明変数として投入した(it29)。石油価格が上昇する(数値が大きい)ほど、国有化政策が取られやすいと想定される。

4. モデル

被説明変数が各国・各年を単位とする二値変数なので、パネルデータに対するロジスティック回帰分析(以下、ロジット分析)を行う。モデル構築にあたっては、いくつか注意すべき点がある(ita30)。

まず、「国有化志向の政策」がとられる確率を考える際に、前年度にそのような政策が取られたかどうかをコントロールする必要がある[Beck and Katz 1995]。ある年に国家のシェアを増やす政策を取った場合には、類似の状況が翌年も続いたとしても、改めて同様の政策を実施する可能性は極めて低くなるからである。そこで、前年に経験があったかどうかのダミー変数を投入する。経験があればより政策実施確率が低くなる(負の効果)と予想される。

さらにパネルデータを扱うにあたって,時間 依存と国依存に注意が必要である。時間依存と は,ある年に全対象国に共通して発生した固有 の現象が及ぼす効果を考慮に入れるべきことを 意味する。この効果をコントロールするひとつの方法は年ダミー変数を投入することだが、23年分×8カ国(n=184)のパネルデータのロジット推定を行う上で22個ものダミー変数を投入することには問題がある。この問題に対して、Beck, Katz and Tucker [1998] は年ダミーによるコントロールではなく、従属変数の時系列変動にもとづいた3次自然スプライン(natural cubic spline)を変数として投入することを推奨し、シミュレーションの結果、その有意性を明らかにしている。この知見にもとづき、本稿では年ダミーを投入せず、時系列スプライン変数を投入することで時間依存をコントロールした(注31)。

他方で、時系列スプライン変数を投入する場合、全対象国に共通して時系列で変化する他の変数を投入することができない。しかし、「国有化志向の政策」の実施には、国際資源価格の変動が影響した可能性が高い。したがって、時系列スプライン変数のかわりに資源価格変数を投入したモデルでも検証を行った。

国依存とは、時間と共に変化しない各国個別の要因による効果を考慮に入れるべきことを意味する。パネルデータに対するロジット分析では、国クラスターに対してランダム効果を投入するか、あるいは固定効果を投入することでこれに対処することができるが、いずれを投入すべきかについては未だ議論があるところである[Clark and Linzer 2012]。ここでは、ランダム効果と固定効果をそれぞれ投入したモデルによって検証を行った。

5. 分析結果と解釈

表5は分析結果である。モデル1とモデル2は時間依存をコントロールするために時系列ス

表5 パネル・ロジット分析結果	₹5	パネル・	・ロジッ	ト分析結果
-----------------	----	------	------	-------

		モデル 1	モデル 2	 モデル 3	 モデル 4
		モ ケル 1	<u>モナル 2</u>	モナル3	モナル 4
パネルデータ分析モデル					
国クラスター		ランダム効果	固定効果	ランダム効果	固定効果
時系列変数		時系列スプライン	時系列スプライン	資源価格	資源価格
前年経験ダミー	-	-0.10(.70)	0.04 (0.90)	-0.32 (0.89)	-0.37 (.79)
体制スコア	_	- 6.55 (1.66) ***	-6.88(2.51)***	-6.94(1.61)***	-7.48 (2.59) ***
イデオロギー	+	1.36 (.47) ***	0.94(.73)	1.31 (.37) ***	1.00 (.66)
行政府に対する制約度	+	10.33 (5.05)**	15.71 (6.69) **	7.73 (2.18) ***	12.00 (5.03) **
投資額の減少傾向	+	1.68 (.92)*	1.24(1.95)	1.41 (.64) **	0.06(1.54)
生産・消費バランス	+	-0.42(0.14)***	-0.03(.54)	-0.35(.16)**	-0.05(.63)
レント (対 GDP 比)	+	3.53 (1.42)**	3.71 (1.49)**	3.06 (1.44) **	3.53 (1.53) **
債務サービス	_	0.75(1.09)	1.01 (.99)	0.70(.79)	0.98 (.89)
埋蔵量/生産量	+	0.90 (.54)*	1.38 (1.44)	0.91 (.55)	0.18 (1.49)
資源価格				0.88 (.45)*	1.24 (0.99)
N		184	138	184	138
国クラスターの数		8	6	8	6
対数尤度		-31.04	-22.67	-31.20	-22.81
尤度比カイ二乗値		20.24	58.81	20.22	58.53

⁽注) 各変数名の横の記号は「+」であれば正の影響,「-」であれば負の影響があると予測。* は p<0.1, ** は p<0.05, *** は p<0.01の有意水準。カッコ内はいずれもロバスト標準誤差。切片,時系列の3次自然スプライン変数,国毎の固定効果についての結果は割愛した。

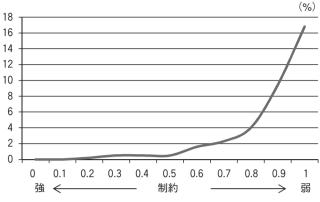
(出所) 筆者作成。

プラインを投入した場合で、ランダム効果か固定効果かに違いがある^(注32)。モデル3とモデル4は時系列スプラインではなく資源価格を投入した場合で、やはりランダム効果か固定効果かに違いがある。時系列スプラインと資源価格で、各変数の有意水準に大きな違いはみられない。

まず、一見してわかるとおり、いずれのモデルにおいても体制スコア、行政府に対する制約度、レントの3つの説明変数は予測されたとおりに有意であった。これは、各国のGDPに占める石油・天然ガスレントの割合が高い、または、行政府の政策決定に対する制約度が低い場合に「国有化志向の政策」が実施されやすいことを

示している。図1と図2は、他の変数を平均値にそろえた場合に、行政府に対する制約度およびレントの変化と国有化志向の政策が実施される予測確率との関係をそれぞれ示したものである(注33)。行政府に対する制約度がもっとも弱い状況では、およそ中程度と比べても16パーセントポイントほど政策実施の確率が高まる(図1)。他方で、石油・天然ガスレントのGDPに占める割合が5パーセント程度と45パーセント程度の場合を比べると、50パーセントポイントほど政策が取られる確率が高まる(図2)。いずれも「国有化志向の政策」が実施される確率を相当程度に高めることがわかる。

図1 行政府に対する制約度にもとづく予測確率



(出所) Stata, Clarify を用いて筆者作成 (詳細は本文参照)。

図2 レント(対 GDP 比,対数)にもとづく予測確率 (%) 60 50 40 30 20 10 0 0.3 8.0 1.3 1.8 2.3 2.8

(出所) Stata, Clarify を用いて筆者作成 (詳細は本文参照)。

表5で、いくつかの変数は、有意でないか、 予測されたものとは逆の効果がみられた。ラン ダム効果を投入したモデル1とモデル3では、 イデオロギー, 生産・消費バランス, 投資額の 減少傾向,埋蔵量,資源価格といった説明変数 は有意な影響をもつ。しかしこれらの変数は, 固定効果を用いたモデル2とモデル4をみると、 十分な有意水準を満たしていない。Clark and Linzer [2012] は、もしパネルデータのサンプ ルについて国クラスターが均質とは言いがたく, 特に説明変数について国の間に違いがみられる

ならば, 固定効果を投入しないことは正当化し がたいと主張する。本稿のデータセットについ て,この主張は強く当てはまる。したがって, 固定効果を投入したモデル2,モデル4におい て有意水準を満たしていない説明変数の影響は 疑わしいと考える。

3.8

さらに、生産・消費バランスについては、生 産量が消費量に勝っていることが「国有化志向 の政策」の実施を促す(正の影響)とManzano and Monaldi [2008] は主張するが、結果はロ ジット推定の係数の符号が負になっており、む

表6 頑健性チェックの結果

	モデル 5	モデル 6	モデル 7	モデル 8
パネルデータ分析モデル				
国クラスター	ランダム効果	固定効果	ランダム効果	固定効果
時系列変数	資源価格	資源価格	時系列スプライン	時系列スプライン
前年経験ダミー	-0.32 (0.89)	-0.37(.79)	0.15 (.82)	0.31 (1.07)
体制スコア	-6.93 (1.61) ***	-7.46(2.61)***	-6.20(1.76)***	-6.68 (2.81) **
イデオロギー	1.31 (.37) ***	1.00 (.67)	1.44 (.56) **	0.97 (.73)
行政府に対する制約度	7.86 (2.35) ***	12.06 (5.28) **	11.33 (5.40) **	18.25 (7.27) **
投資額の減少傾向	1.41 (.64) **	0.08 (1.60)	1.81 (.97)*	1.83 (2.20)
生産・消費バランス	-0.29(.29)	-0.03(.86)	-0.41(.14)***	-0.08(.54)
レント (対 GDP 比)	3.06 (1.44)**	3.52 (1.56)**	3.27 (1.43) **	3.33 (1.59) **
債務サービス	0.70(.79)	0.99 (.90)	0.96(1.41)	1.34(1.17)
埋蔵量/生産量	0.91 (.56)	0.19 (1.49)	1.05 (.63)*	1.46(1.99)
資源価格	0.92 (.52) *	1.25(1.04)		
生産・消費バランス×資源価格	-0.02(.04)	-0.01(.13)		
プレ選挙			1.18 (.97)	1.45 (1.03)
過去の政策回数			-0.04(.25)	-0.07 (.48)
N	184	138	184	138
国クラスターの数	8	6	8	6
対数尤度	-31.20	-22.81	- 30.33	-21.63
尤度比カイ二乗値	77.20	58.53	78.92	60.89

⁽注) * は p<0.1, ** は p<0.05, *** は p<0.01の有意水準。カッコ内はいずれもロバスト標準誤差。切片,時系列の 3次自然スプライン変数,国毎の固定効果についての結果は割愛した。

(出所) 筆者作成。

しろ生産量が消費量を満たしていない場合ほど、 「国有化志向の政策」がとられる可能性が高ま ることが示されている。いずれにしてもこの変 数の有意性も確かではない。

6. 頑健性チェック

以上の検証結果は、どの程度頑健 (robust) なものであろうか。既にパネルデータについて注意すべき点とそれに対する対処法は行った。ここでは、新たに3つのコントロール変数を投入して追加検証を行う。

第1に、生産・消費バランスは資源価格が高

騰するときにこそ効果をもつとの主張も考えられる。そこで、生産・消費バランスと資源価格の交互作用項を投入する。第2に、政策実施がとられるタイミングについて考えたとき、選挙前年にはより積極的なアピールを行うか、あるいはリスクのある政策実施を控えようとする可能性が考えられるため、このコンテクスト効果をコントロールするために、「プレ選挙」変数を投入する(注34)。第3に、一般的に「国有化志向の政策」は外国投資家にネガティブなイメージを与えるものの、ひとたびそのような政策がとられると評判リスクが軽減されるため、それ

以降に同様の政策を実施するリスクは低下する 可能性が考えられる。そこで、各国毎に、過去 に同様な政策がとられた回数をカウントした変 数を投入する。表6は、これらのコントロール 変数を投入した結果である。いずれの場合も、 既に得られた結果と相違はなかった^(注35)。

検証結果をまとめると次のとおりである。第 1に、イデオロギーの「国有化志向の政策」の 実施に対する影響は、固定効果を投入すると有 意ではなかった。第2に、「国有化志向の政策」 は、レントの対GDP比が大きいか、行政府に対 する制約度が小さい場合に実施される確率が高 くなる。第3に、経済的論理に鑑みて政策が実 施されたかどうかは疑わしい。経済的論理の中 で、ランダム効果を投入した場合、投資の減少 傾向は有意で予測された効果で示された一方で、 生産・消費バランスは有意だが、予測されたの とは逆の効果が示された。またいずれも固定効 果を投入した場合、有意ではなかった。

ここでありうる反論は、イデオロギーや経済 的論理を主張する立場は、そうした論理が必ず しも直接的かつ即自的に政策決定に結びつくと 考えているわけではないというものである。す なわち、それらは政策決定過程の中では行政府 に対する制約度のような論理と結びついて表れ るものであるから、政策実施があった国×年を 被説明変数とした検証で有意性が見いだせない としても、仮説が棄却されたとは言い難いと主 張されるかもしれない。そこで次節では、ボリ ビアの事例分析を通じて、複数の論理が実際の 政策決定過程の中でどのように検討され、政策 決定に影響したか、あるいはしなかったかを確 認する。

IV ボリビアの事例研究

政治的論理と経済的論理は、実際の事例でどのように表れるのだろうか。ここで8事例すべてを過程追跡することは難しいが、本節ではボリビアの事例研究からいくつかの点を明らかにする。Mazzucca [2013a; 2013b] はレント主義ポピュリズムの代表例としてアルゼンチン、ボリビア、ベネズエラ、エクアドルの4カ国をあげるが、その中でボリビアの事例は生産量と国内消費量の差分がもっともひっ追しており、政治的論理と経済的論理の両方がもっとも厳しく問われたはずだと考えられる。

表7は、ボリビアにおいて、イデオロギー、 行政府に対する制約度、投資額の減少傾向、生 産・消費バランスといった仮説がどのような変 遷をみせたかをまとめたものである。

以下の事例研究の内容を先取りすると、ボリ ビアの事例から明らかになるのは、次の4点で ある。第1に、最初の「国有化志向の政策」を みる限り, 仮説H₁の政治イデオロギーは関係 がなかった。第2に、仮説H₃の民営化・国有 化サイクル説が主張するように、投資流入の ピークを過ぎたことは政策実施のタイミングに ついて一定の説明力をもつが、それよりもむし ろ資源部門で生産されるレントの割合が高いた めに社会からの強い分配圧力が起きたことが、 最初の「国有化志向の政策」実施にあたって直 接的に重要であった。第3に、この分配圧力の 結果として支配的な多数派を形成する与党政権 が成立し, 行政府に対する制約度が低下したた め, 仮説H₂が主張するように, その後の国有 化志向の政策の実施が容易になった。第4に,

表 7	ボリ	ビアでの各要因の変	遷
-----	----	-----------	---

	最初の「国有化志向の政策」実施 (2005年) まで	2006年以降
イデオロギー	右 (1993~2005年)	左 (2006年~)
行政府に対する制約度	高い(1994~2005年)	低い (2006年~)
投資額の傾向	2000~2003年がピーク, その後減少	少傾向
生産・消費バランス	一貫して天然ガスは生産黒字だが、	石油は生産赤字

(出所) 筆者作成。

社会からの分配圧力は、政策決定のなかで仮説 H4が主張する生産・消費バランスに対する懸 念について、低い優先順位を与えた。以下では、 前節までに取り上げた複数の仮説がどう立ち現 れ、どの論理が意味をもったかを、過程追跡に よって確認していく。

ボリビアは1936年に石油公社YPFB (Yacimientos Petrolíferos Fiscales Bolivianos)を設立し、翌1937年に米系スタンダード・オイル社の資産を接収することで国有化政策に舵を切った。その後いったんは外資導入へと振り戻しながら、1969年には米系ガルフ・オイル(Gulf Oil)社の資産を接収した。いわば国有化と民営化の間をいわば振り子のように揺れ動いてきたのである(注36)。そんなボリビアにおいて、もっとも新しい民営化は1990年代に、国有化は2000年代に訪れた。

1984~1985 年にハイパーインフレを迎えた ボリビアは、ワシントン・コンセンサスに沿っ た構造改革を実行に移した。1994 年 5 月 21 日 公布の法 1544 号, 通称「資本化法 (Ley de capitalización)」によって国営企業の株式会社化 と, 増資による過半数株式の市場売却による民 営化がデザインされ、1996 年 に石油公社 (YPFB) が民営化された。1996 年 4 月 30 日公 布の法 1689 号は、上流部門への投資を民間資本のみ可能として石油・天然ガス資源生産への国営企業の関与を禁止する一方で、新契約下でのロイヤリティを 50 パーセントから 18 パーセントに引き下げ、旧契約者の新契約への移行を認めるなど、民間資本を厚遇する政策をとった。この結果、ボリビアの石油・天然ガス部門には、1998 年の年間 6 億 ドル超をピークとして、1997~2003 年までに絵額 29 億 ドルの外国直接投資が舞い込んだ [Pacheco 2009, 111]。

国有化政策がこのような投資流入のピークを 過ぎた時期に起きたのは確かであるが、それよ りも直接的にはレント分配を求める世論の高ま りと街頭での示威行動が重要であった。興味深 いのは、再々度の国有化政策に向かう動きが始 まった 2003 年は、資源価格の高騰が始まるタ イミングではあったものの、その程度や持続性 は未だ不確かな状況であったことである。

1990年代末から2000年代初頭に天然ガス生産が軌道に乗り、膨大なレントを生み出すようになると、当時の経済不況下での分配圧力が高まるようになる。2003年10月、チリのアントファガスタ(Antofagasta)港を経由した米国への液化天然ガス輸出に反対する抗議運動によって、ゴンサロ・サンチェス・デ・ロサダ

(Gonzalo Sánchez de Lozada) 大統領が辞任に追い 込まれ, 天然ガス政策は再考を迫られた。副大 統領から昇格したカルロス・メサ (Carlos Mesa) は、翌2004年7月に天然ガスの国有化に関す る国民投票を実施した。そして、その結果をも とに2005年5月に法3058号を公布し、(1) YPFBの過半数株式の取得と生産工程への参加, (2)石油・天然ガス資源の「井戸元での」国有化 (生産物の強制買い上げ),(3)売上に対してロイ ヤルティ18パーセントと石油・天然ガス直接 税32パーセントを徴収する新税制を導入した。 メサ大統領は既存政党に属さない知識人出身で あり、評価は難しいものの、イデオロギーは左 派よりも穏健右派と評価されることが多い。最 初の国有化政策は、急進左派政権下で起きたわ けではないのである。

この過程で,経済的コストは政府内で検討さ れながらも脇に置かれた。外資流入はピークを 過ぎて減少傾向にあり、大規模ガス田があるタ リハ (Tarija) 県では既に生産が開始されていた ため, 新規投資の停滞による悪影響は小さく見 積もることができた。しかし、当時の担当大臣 は、天然ガスを国内消費用に転換するための精 油・輸送設備等が十分でなく、国有化政策に よって新規投資が滞ると,数年後には大量の石 油燃料を輸入しなければならなくなるとの懸念 を有しており、これを国会でも説明したが結果 的には考慮されなかった^(注37)。生産・消費バラ ンスの悪化に対する懸念は実際に存在したもの の, 社会からの分配圧力に直面して緊張状態に あった政府は、そのような論理を顧みることは なかった。

国有化政策を生み出した抗議運動の高まりは、 2005年12月の選挙でそれまで野党候補であっ

たエボ・モラレス大統領を当選させたが、これ は50パーセントを超える歴史的な得票率によ る当選であった。同政権はこれによって下院過 半数を獲得し、それ以降にドラスティックな改 革を実行しやすくする条件が作られた。翌 2006年5月1日、政権についたばかりのエボ・ モラレス大統領は、大統領令第28701号を発令 し、天然ガス生産施設に軍を派遣するという象 徴的なアピールによって「国有化」を宣言した。 実際に行われた内容は、法3058号に定められ た新契約への移行を180日間以内に行うことを **迫り、新契約に移行しない間は売り上げに対し** て82パーセントを課税するというものであっ た。 行政府に対する制約度の低下は、 さらなる 国有化政策の実施を促した。2008年6月には CLHB社 (輸送部門), 2009 年にはAir BP社 (航 空燃料)が国有化された。

モラレス政権はその後, 生産・消費バランス の問題に直面する。とりわけ自動車に用いる石 油燃料が不足し、ベネズエラから大量に輸入せ ざるをえなかったが、国内供給価格は低く抑え られてきたため、輸入価格と国内販売価格の差 額を国が補てんしてきた。2000年代後半には その額が年間数百万ドルに達し、財政を圧迫す るようになる。2010年12月26日,政府は大 統領令第748号を発令し、ガソリンを始めとす る石油燃料の国内供給価格を最大で99パーセ ント引き上げた [岡田 2011]。しかし、この決 定は直ちに激しい抗議運動を巻き起こし,5日 後の12月31日に撤回された。この政策の撤回 は、政府が経済的論理を重視したとしても、や はりそれは政治的理由から脇に置かれることを 示唆している。

ボリビアの事例研究は、あくまでも同国の経

験に限られるものである。しかしそれでも、以 上の事例研究は前節の検証で支持された仮説だ けでなく有意でなかった仮説についても示唆的 である。すなわち、ボリビアの事例において政 策の重要な推進要因は, 資源レントの増加とそ れに対する社会からの分配圧力であった。その ような社会圧力はデータとして把握することは 難しく, 複数国で共通したパターンとして現れ るとも想定しにくい。そして、ひとたび社会圧 力が選挙を通じて多数派政権を確立し、行政府 に対する制約度を低くすると,「国有化志向の 政策」が実施される可能性が高まっていった。 また、「国有化志向の政策 | の実施において、 イデオロギーは決定的な理由ではなく, 生産・ 消費バランスのような経済的論理はしばしば重 視されないことも事例からは明らかである。

V 結論

本稿は、1990年代以降のラテンアメリカの石油・天然ガス部門について、「国有化志向の政策」の包括的なデータセットを構築した上で、政治的論理と経済的論理をともに変数化して、パネルデータを用いたロジット分析による検証を行った。改めてまとめると、もともと民間資本の参入が認められていた体制にあって、資源レントが各国経済に占める割合が高い場合、または行政府に対する制約度が低い場合に「国有化志向の政策」が起こりやすいとの結果が得られた。各国経済に占めるレントの割合という変数には、資本投下による生産設備の充実や資源価格の高騰が間接的に反映されるため、そうした要因が依然として重要である可能性には留意する必要がある。それに対して、生産消費バラ

ンス仮説は有意ではなく、期待された効果を持たないことが検証された。第Ⅱ節で取り上げた4つの仮説のうち、パネルデータ分析とボリビアの事例分析の結果からは、行政府に対する制約度説のみが「国有化志向の政策」をもたらしたと検証された。

これまで、レント主義ポピュリズム論のように特定の急進左派政権と国有化を結びつける主張があったが、左派政権であることが資源レントに対する国家のシェアを増やす政策の原因であるかどうかは、検証されてこなかった。本稿は「国有化志向の政策」の実施は、必ずしも政権のイデオロギーとは関係がないことを明らかにした。重要な条件は、左派政権かどうかではなく、資源レントの割合が高まること、あるいは行政府が政策決定において受ける制約度が低下することである。

本稿の分析は,必ずしも資源政策の実施メカ ニズムを完全に明らかにしたわけではない。こ こでは、ボリビアのように国有化政策が起きた 事例に着目し、そこでイデオロギーが必ずしも 重要ではなかったことを明らかにしたが、増大 するレントへの政策対応について、行政府への 制約度がある程度高い場合に何が起きるかを検 討する余地はあるだろう。つまり、いわば「国 有化未遂」のような事例で、はたして民間資本 によるロビイングが成功したのか、あるいは経 済的論理を重視したかを明らかにするといった ことは興味深いテーマである。また、ボリビア の事例でみられたようなレント分配を求める社 会圧力については、比較可能なデータの入手が 困難ではあるが、資源政策に関連した市民意識 や選挙動向の分析を行ってみることは有望であ る。

本稿の分析が、各国で取られてきた個々の政策について、その本来の意図をあまりに等閑視しているとの批判はあるかもしれない。民間資本の誘致を続けてきたコロンビアやペルーのような事例、2012年にようやくYPF社の再国有化に踏み切ったアルゼンチンのような事例、資源生産量や埋蔵量の増減にかかわらず継続的な政策を取り続けてきたブラジルやメキシコのような事例は個々に興味深い。しかし、一般的傾向と特殊な経験とを確認しながら相互参照することには大きな意義がある。もちろん、本稿が検討しなかった因果メカニズムを事例研究から取り入れて、さらなる検証を行うことは、今後当該分野にとって大きな貢献になるはずである。

石油・天然ガス部門で資源レントへの国家のシェアを増やそうとする場合,しばしば生産・消費バランスのような政策安定性に寄与する論理に逆行しているようにみえる点は危惧されるべきものである。石油・天然ガス部門が経済発展をけん引することは何ら問題ではないが、同部門の政策が中長期的に安定性をもたらさないことが明らかな場合には、あらためて政策内容が問われてしかるべきである。最近の原油価格の下落を前にして、ラテンアメリカの生産国がみせてきた多様性の意味が改めて問い直される。いずれの場合も、実際の政策決定は必ずしも識者が論じるようにはいかず、実態にそくした政策論議が必要とされる。

(注1) 本稿が扱うのは、石油・天然ガス資源開発の上流部門(upstream)であり、これには探査・生産活動が含まれる。これに対して、下流部門(downstream)とは、輸送・貯蔵・販売を指す。上流部門は、高リスクの高額投資が必要とされるが、それだけに収益も大きいという特徴がある。

(注 2) 資源価格の高騰と分配可能な利潤の増加を原因として、左派政権や左派的な政策が生み出されたことについては、既に複数の実証研究が存在する [Murillo, Oliveros and Vaishnav 2011; Blanco and Grier 2013]。しかし、左派のイデオロギーゆえに資源レントへの国家シェアを増加させる政策を行ったかは明らかになっていない。

(注3) 国際訴訟等において、程度の著しい増税や契約方式の変更等は実質的な国有化に相当するものとして認識されることがしばしばあり、一般的に「忍び寄る国有化(creeping nationalization)」と呼ばれる。

(注4) アルゼンチンやブラジル等では中央政府と地方政府の利益シェア配分に争いがあり、重要な要素ではあるものの、本稿では割愛する。また一般的に経営主体として国営企業を設立したり、その立場を強化することを「国営化」ということもあるが、煩雑さを避けるために「国有化」という概念に含める。

(注 5) チリは 1980 年代以降生産量が減少を続け、純輸入国であり続けたため、データから除いた。

(注 6) 2008 年 10 月 23 日付Platts Oilgram News より。カッコ内は筆者による。

(注7) 2012 年 4 月 17 日付La Nación, El País紙 ほか主要紙報道より。

(注8) Petroperú (http://www.petroperu.com. pe/) およびエネルギー鉱山省 (http://www. minem.gob.pe/) ウェブページより (2015年3月27日最終閲覧)。

(注9) 文末資料の別表は,1990~2012年の 主要な政策変化の一覧であり,本稿で扱う「観 察された国有化(民営化)政策」はこれに依拠 している。

(注10) その他,技術的あるいは個別的な要因を考えることも可能ではある。例えば特定の政治家と企業の結びつきや私的利益の授受,投資元国と生産国(投資受け入れ国)との外交関係,水深1000メートルを超す海底油田に対応可能な技術がどのように入手可能か,といった点が重

要な場合もあるかもしれない。そうした要因が 個々の事例について重要であった可能性は留保 するものの、本稿ではより一般化可能性をもっ た仮説を探る。

(注11) 行政府に対する制約と半ば重なる議論 として、権威主義体制であるほうが国有化政策 を実施する可能性が高まるという議論が存在す る [Griev, Kolotilin and Sonin 2011; Warshaw 2012]。しかし、1990年代以降のラテンアメリ カは、ほぼすべてが民主体制であるため、本稿 ではこの仮説を検討しない。

(注12) 例えばボリビアでは、1996年のYPFBの民営化の代わりに国営企業を維持する案も存在したが、政治的介入が常にありうる国営企業では民間投資の流入は見込めないために、民営化に踏み切られた。2014年3月11日、ボリビア・ラパス市内にてフランチェスコ・サラッティ(Francesco Zaratti)元大統領特別補佐(炭化水素問題担当)への筆者によるインタビューより。

(注13) 一般的に「契約陳腐化 (obsolescing bargain) 説」ともいわれる。

(注14) 本稿の分析に加えてチリとウルグアイを扱っているが、1990年以降に関する限り、この2カ国は少なくとも自国領域上に意味ある量の炭化水素資源を持たないため、本稿では割愛した。

(注15) この点を支持する研究は,1970年代 以前の国有化を扱ったものにもみられる。 Sigmund [1980] やPhilip [1982] は,左派では なく軍事政権や右派が国有化を行う傾向があっ たことを指摘している。

(注16) 参照した資料は, Campodónico [1996; 2004; 2007a; 2007b], JETRO [2006], CEPAL [2013a] といった二次文献の他, 専門誌Oil&Gas JournalおよびLexis Nexis等を活用した報道資料である。

(注17) Berrios, Marak and Morgenstern [2010] は, 国有化政策の程度に応じて順序尺度とした上で順序ロジット分析を行っている。しかし, 例えば国営企業独占の資産接収を行うことと法人税の大幅増税を行うこととの違いを順序尺度

として捉えることには無理がある。なぜなら, そのような違いは国家がシェアを増大すること によって得られる利益の増加に比例するのでは なく,国営企業が独占経営に乗り出せる技術や 人的資本の蓄積が十分にあるか,財政基盤がしっ かりしているかといった別の条件によって左右 されると考えた方が自然だからである。また, 接収に際して補償を行うかどうかも,外交関係 や他産業への影響といった要素による可能性が あるため,順序尺度とは考え難い。以上より, 本稿では被説明変数は二値にとどめ,採用され た政策手段による分類をともなう検証は今後の 課題としたい。

(注18) 投入する変数は必要に応じて対数変換し、前年値もしくは前年までの数値を用いた。 変数間の相関係数はそうじて低く、多重共線性 が疑われる点はなかった。

(注19) http://mariavictoriamurillo.com/data/より 入手 (2014年3月29日最終閲覧)

(注20) 今日のラテンアメリカにおいて左右イデオロギーを実証レベルで評価することの難しさと、専門家による評価がある程度の妥当性をもつことについて、Kitschelt [2010] の第3章を参照されたい。

(注21) 代替的な変数として、先行研究 [Guriev、Kolotilin and Sonin 2011; Warshaw 2012] は、Polity IVプロジェクトのXCONST指標を利用する。これは、行政府に対する制約度に関して様々な条件を加味して、まったく制約なし(1)から立法府などによって強く制約を受ける(7)までの7点尺度を与えたものである。しかし、この尺度は政策結果に対する評価であるため、複数の規準にもとづいて判断されているものの、印象が大きい国有化政策の実施を踏まえている可能性があり、いわば内生性(endogeneity)の危険があるため、本文ではPOLCONV変数をより適切なものとして用いた。ちなみに、このXCONST指標を変数として投入した場合、有意ではなく、他の変数の結果に影響はなかった。

(注22) 外国直接投資額の減少傾向を表す変数 Vの計算式は以下のとおりである。 $V = \max \{X | X \in I_{t-1}, I_{t-2}, \dots, I_{t-10}\}$

$$\frac{I_{t-1} + I_{t-2} + I_{t-3}}{3}$$

ここで、Iは投資額、tは被説明変数の年である。 Vは必ず正の実数を取る。過去10年間に顕著な 投資流入がなかった場合、あるいは直近3年間 の投資額が高止まりしているような場合には、 Vは低い値をとることに留意されたい。元デー タの投資額の単位は百万米ドルであるため、対 数変換を行った。

(注23) www.eia.gov (2014年3月29日最終閲覧)

(注24) 天然ガスを考える際, 厳密には液化処理施設やガスパイプライン, 自動車や家庭でのガス消費設備の普及なども検討しなければならないが, ここではどの程度余剰生産があるか, あるいは消費需要があるかを大まかに把握することが目的であるため割愛する。

(注25) 生産量が消費量を上回っているかどうかについて1か0のダミー変数を投入することも検討したが、生産量と消費量の差の大小も意味をもつため、連続変数として投入した。ダミー変数として投入した場合も検証結果は変わらなかった。

(注26) 生産体制の把握は、実際のプロジェクトへの投資状況や生産割合に関わらず、法制度上の取り扱いを根拠とする。国営企業の独占には、すべての生産物を国営企業に売却しなければならない場合、必ず国営企業がマジョリティ参加しなければならない場合(JV契約など)を含む。また民間企業のみの体制には、国営企業が制度的にマイノリティ参加しか認められていない場合を含む。

(注27) 全サンプルのうち、約15パーセントが民間のみ(0)、約53パーセントが半官半民(0.5)、約12パーセントが国営のみ(1)であった。ちなみにメキシコでは「国有化志向の政策」が一度も取られなかったが、全期間を通じて国営企業の独占体制であったため、この変数をコントロールすることは重要である。

(注28) data.worldbank.org (2014年3月29日

最終閲覧)

(注29) 天然ガス価格は石油価格とほぼリンク しているので、石油価格のみを取り上げる。

(注30) モデル構築を考える上で、政策決定の パネルデータ・ロジット分析について、類似の 分析を行ったHallerberg and Scartascini [2012] を 参考にした。

(注31) 念のため、後述する有意な独立変数の みを投入したモデルについて、Wald検定と尤度 比検定を行った結果、すべての年ダミーをゼロ とした帰無仮説が有意に棄却されなかった。

(注32) 固定効果を投入した場合,「国有化志 向の政策」がまったく実施されなかったコロン ビアとメキシコのサンプルはバイアスを生むた め除外される。

(注33) 予測確率の推定にあたっては、King, Tomz and Wittenberg [2000] を参照してSTATAの clarifyパッケージを用いた。

(注34) 変数の作成にあたってはFranzese [2002] を参考にして、政策実施にもっとも大きな影響を与えると考えられる大統領選挙について、選挙日までの日数によって作成した。例えば、2月3日が選挙日であった場合、1月1日から2月3日までは34日間あるので、34/365=0.09を当該年の変数値に、1から0.09を減じた0.91を前年の変数値とした(小数点第3位以下は四捨五入)。

(注35) プレ選挙変数と過去の政策回数を投入 したモデルについて、時系列スプラインではな く資源価格をコントロールしたモデルでも検証 を行ったが、同様の結果であった。

(注36)「振り子」という表現についてCandia y Pacheco [2009] を参照されたい。

(注37) 2014年3月12日, 先方自宅にてマウリシオ・メディナセリ (Mauricio Medinaceli) 元 炭化水素エネルギー大臣への筆者によるインタビューより。

文献リスト

<日本語文献>

- 岡田勇 2011. 「『ガソリナッソ』以降のボリビア政 治・経済情勢」『ラテンアメリカ時報』1396 号, 41-43
- 遅野井茂雄・宇佐見耕一編 2008. 『21 世紀ラテンア メリカの左派政権――虚像と実像――』アジ ア経済研究所.
- 坂口安紀編 2010. 『途上国石油産業の政治経済分析』 岩波書店.
- JETRO 2006.「アンデス諸国の石油・天然ガス調査」 (www.jetro.go.jp/world より。2014年3月29日 最終閲覧).
- 舩木弥和子 2011. 「プレソルト開発で大産油国への 躍進を狙うブラジル」『石油・天然ガスレビ ュー』 45 巻 1 号, 27-42.

<外国語文献>

- Acemoglu, Daron 2003. "Why Not a Political Coase Theorem?: Social Conflict, Commitment and Politics." *Journal of Comparative Economics* 31: 620-652.
- Beck, Nathaniel, and Jonathan N. Katz 1995. "What to Do (And not to Do) With Time-Series Cross Section Data." *American Political Science Review* 89 (3): 634-647.
- Beck, Nathaniel, Jonathan N. Katz and Richard Tucker 1998. "Taking Time Seriously: Time-Series-Cross-Section Analysis with a Binary Dependent Variable." *American Journal of Political Science* 42 (4): 1260-1288.
- Berrios, Ruben, Andrae Marak and Scott Morgenstern 2010. "Explaining hydrocarbon nationalization in Latin America: Economics and Political Ideology" Review of International Political Economy 19: 1-25
- Blanco, Luisa, and Robin Grier 2013. "Explaining the Rise of the Left in Latin America." *Latin American* Research Review 48 (1): 68-90.
- Campodónico, Humberto. 1996. El ajuste petrolero.

Lima: DESCO.

- 2004. Reformas e inversión en la industria de hidrocarburos en América Latina. Serie recuros naturales e infraestructura 78. Santiago de Chile:CEPAL.
- 2007a. La gestión de la industria de hidrocarburos con predominio de empresas del Estado. Serie recuros naturales e infraestructura 121. Santiago de Chile: CEPAL.
- 2007b. Gestión mixta y privada en la industria de hidrocarburos. CEPAL Serie Recursos naturales e infraestructura no.122.
- 2009. Gestión de la industria petrolera en período de altos precios del petróleo en países seleccionados de América Latina. CEPAL Serie Recursos naturales e infraestructura no.147
- Candia, Fernando y Napoleón Pacheco eds. 2009. *El péndulo del gas*. La Paz: Fundación Milenio.
- CEPAL (Comisión Económica para América Latina y el Caribe) 2013a. Recursos naturales: situación y tendencias para una agenda de desarrollo regional en América Latina y el Caribe. Santiago de Chile: CEPAL
- 2013b. La inversión extranjera directa en América Latina y el Caribe. Santiago de Chile: CEPAL.
- Chang, Roberto, Constantino Hevia and Norman Loayza 2010. "Privatization and Nationalization Cycles." Policy Research Working Paper 5029. Washington D.C.: World Bank.
- Clark, Tom S., and Drew A. Linzer 2012. "Should I Use Fixed or Random Effects?" Working Paper, The Society for Political Methodology. Washington University in St. Louis.
- Domjan, Paul, and Matt Stone 2010. "A Comparative Study of Resource Nationalism in Russia and Kazakhstan 2004-2008" *Europe-Asia Studies* 62 (1), 35-62.
- Franzese, Jr., Robert 2002. *Macroeconomic Policies of Developed Democracies*. Cambridge: Cambridge University Press.

- Guriev, Sergei, Anton Kolotilin and Konstantin Sonin 2011. "Determinants of Nationalization in the Oil Sector: A Theory and Evidence from Panel Data." *Journal of Law, Economics and Organization* 27(2): 301-323.
- Hallerberg, Mark, and Carlos Scartascini 2012.

 "Financial Crisis and Fiscal Reform in Latin America: When Do Governments Improve Fiscal Institutions?" SCCPI Working Paper.
- Haslam, Paul Alexander. 2010. "Foreign Investors over a Barrel: Nationalizations and Investment Policy." in Maxwell A. Cameron and Eric Hershberg eds. [2010] *Latin America's Left Turns*. Boulder: Lynne Rienner: 209-230.
- Henisz, W. J 2000. "The Institutional Environment for Economic Growth." *Economics and Politics* 12(1): 1-31.
- Hogan, William, and Federico Sturzenegger 2010, *The*Natural Resources Trap: Private Investment

 Without Public Commitment. Cambridge: The MIT

 Press.
- Kaufman, Robert R 2011. "The Political Left, the Export Boom, and the Populist Temptation." in Steven Levitsky and Kenneth Roberts eds. *The Resurgence* of the Latin American Left. Baltimore: The Johns Hopkins University Press: 93-116.
- King, Gary, Michael Tomz and Jason Wittenberg 2000.

 "Making the Most of Statistical Analyses:
 Improving Interpretation and Presentation."

 American Journal of Political Science 44 (2): 341-355.
- Kitschelt, Herbert et al. 2010. *Latin American Party Systems*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Manzano, Osmel, and Francisco Monaldi 2008. "The Political Economy of Oil Production in Latin America." *Economia* 9 (1): 59-98.
- Mazzuca, Sebastián 2013a. "Natural Resources Boom and Institutional Curse in the New Political Economy of South America." in Jorge I. Domínguez and Michael Shifter eds. Constructing Democratic Governance in Latin America. 4th

- edition. Johns Hopkins University Press: 102-126.
- ——— 2013b. "The Rise of Rentier Populism." *Journal of Democracy* 24 (2), pp.108-122.
- Murillo, María Victoria, Virginia Oliveros, and Milan Vaishnav. 2011. "Economic Constraints and Presidential Agency." Steven Levitsky and Kenneth Roberts eds. *The Resurgence of the Latin American Left*. Baltimore: The Johns Hopkins University Press: 52-70.
- Pacheco, Napoleón 2009. "El impacto macroeconómico de las reformas en el sector de hidrocarburos 1995-2007." en Fernando Candia y Napoleón Pacheco eds. El péndulo del gas: estudios comparativos de la política de hidrocarburos. La Paz: Fundación Milenio: 99-132
- Philip, George 1982. *Oil and Politics in Latin America*.

 Cambridge: Cambridge University Press.
- Sarsenbayev, Kuanysh 2011. "Kazakhstan Petroleum Industry 2008-2010: Trends of Resource Nationalism Policy?" *Journal of World Energy Law and Business* 4 (4): 369-379.
- Sigmund, Paul E 1980. *Multinationals in Latin America: The Politics of Nationalization*. Madison: The University of Wisconsin Press.
- Urrutia, Carlos 2009. "Nationalization of Oil and Gas Enterprises: New Trends and Strategies – The Colombian Perspective-" *International Mining and* Oil &Gas Law, Development, and Investment 2009 (1), Part 2. 13A
- Warshaw, Christopher 2012. "The Political Economy of Expropriation and Privatization in the Oil Sector." in David G. Victor, David R. Hults and Mark Thurber eds. Oil and Governance: State-owned Enterprises and the World Energy Supply. Cambridge: Cambridge University Press: 35-61
- Weintraub, Sidney 2012. "Oil Rents and Political Power in Latin America." in Robert E. Looney ed. *Handbook of Oil Politics*. London: Routledge.
- Weyland, Kurt 2009. "The Rise of Latin America's Two Lefts? Insights from Rentier State Theory." *Comparative Politics* 41: 145-164.

ラテンアメリカにおける石油・天然ガス部門の国有化政策比較

[付記] 本誌の査読者からいただいた多数のコメントにより、本稿の質が大いに改善されたことを感謝したい。また初期の草稿に対して「中東欧とラテンアメリカのいまを比較する」第12回研究会(2014年3月22日)の参加者各位および村上善道氏(国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会アソシエート・エキスパート)から貴重なコメントを頂いたので記して感謝する。それでも至らない点

はすべて著者の責任である。本研究は科学研究費 補助金(研究課題番号:820137100001,2013~2016 年)ならびに村田学術振興財団の助成を受けたも のである。

(名古屋大学大学院国際開発研究科准教授,2014年6月2日受領,2015年4月17日レフェリーの審査を経て掲載決定)

	アルゼンチン		メキシコ		ペルー		ボリビア
1922	YPF(石油公社) の創設	1933	PEMEX(石油公 社)の創設	1934	Petroperu(国営 公社)の創設	1936	YPFB (石油公社) の創設
1990	大統領令2778によ り、YPF を株式 会社化。			1991	立法令757により, 国営会社Petroperu の(特に下流部門 での)独占を廃止。 立法令674により, 民間投資を国の利 益と宣言。	1990	法1194により, そ れまで YPFB に認 められていた炭化 水素資源の輸送・ 販売などに民間企 業の参画を認める。
1991	Plan Argentina により探査インセンティブを導入。生産物の自由処分を可能に(国内市場への供給不足の場合を除く)。販売価格の自由化。税は生産州へのロイヤルティと一般法人所得税のみ。	1992	国営会社 PEMEX の機構改革。天然 ガスの貯蔵,運搬, 石油化学部門での 民間資本参加を規 定。	1992	Petroperu の民営 化を開始。	1992	ブラジルとの長期 売買契約が発効。
1992 ~ 1993	YPFの民営化を 宣言。3つの精油所, 貯蔵・輸送施設を 民間に売却。			1993	炭化水素法制定。 Petroperu を契約 管理機関に格下げ し,上流部門での 民間資本の参画に 複数の契約方式と インセンティブを 導入。国内優先供 給義務の廃止。	1993	Y P F B と PETROBRAS は ガスパイプライン の建設について協 定締結。
1993	YPF の株式の一 部 (45%) を市場 売却。	1995	天然ガスの貯蔵・ 運搬に民間資本の 参加を認める憲法 改正。			1994	3月, YPFB を含む国営企業の資本化(民営化)法を制定。
1996	Repsol 社 は 亜 Astra 社株式の 43.7%を取得(2000 年までに100%株 式を取得)。この 年までに23の国際 入札を実施。			1996	Pampilla と Talara 精油所, Lote 8/8X などを 民営化。		

国の政策一覧

	コロンビア		ブラジル		エクアドル		ベネズエラ
1948	ECOPETROL の 創設	1953	10 月, Petrobras (国営企業)の創 設が決定	1972	6月,CEPE(エクアドル石油公社, 1989年より Petro- ecuador) 創設	1975	Petroven(国営会社,後のPDVSA)の創設
1991	Cusiana と Cupiagua 油田を 発見。			1992	OPEC から脱退。	1991 ~ 1992	議会は、原油生産 について国営企業 と民間企業の契約 を可能とする法改 正を承認。
				1993	11月, 法44により, 法人税が36.25%に 減税され、様々な 探査インセシたれる式が与えられて ともに契約方式が 技し、民間企業は 契約によって生産 物(石油)を自由 処分できることに。	1992 ~ 1995	15の操業契約(うち7つが生産)を締結。
1994	生産された原油の 配分方式を変更。 新規油田が発見された場合は探査費 用の半額を負担するインセンティブ を導入。						
1995	発見されなかった時 も探査費用の半額 を負担する法改正 を導入。新たに12 の探査契約を締結。	1995	11月,議会は炭化 水素部門への民間 資本参入を認める 憲法修正を可決。	1994	13鉱区についての 国際入札を実施。	1995	7月、上流部門の 外資への開放政策。 いくつかの契約形態による参画が可能に。
				1995	石油パイプライン の建設が入札にか けられるが,軍の 反対により中止。	1996	10鉱区が入札にかけられ、そのうち8つを民間企業が落札。 同年,国内ガソリン価格を引き上げ。

	アルゼンチン	メキシコ		ペルー		ボリビア
1997	亜 Bridas 社 は Panamerican Energy コンソー シアムの一部に。 (60%は BP, 40 % を Bridas)。 Repsol 社 が Pluspetrol 社 の 45%を購入。				1996	4月30日, 新炭化水 素法公布。民間資 本のみ上流部門へ の投資を可能とす る。生産物の自 処分を認める。新 契約下でのロイヤ リティを50%から 18%に引き下げ, 旧契約者の移行を認める。
1999	西 Repsol 社 が YPF を買収 (株 式の約98% を取 得)。				1999	Gualberto Villarroel製油所 などの民間資本へ の売却。
2002	現地通貨ペソ下落 により,経済緊急 法発令(法25561)。 その後,政府内の 決定により,炭化 水素資固定。国内需 要を満たすことを 優先し,生産物の 70%のみの自由処 分を可能とする。		2000	炭化水素活発化法。 探査段階の契約に おける諸条件を緩 和。		
2002	Perez Compac 社 が Petrobras に売 却される。		2002	探査活動に従事する企業への売上税 (IGV)の償還を 規定。法的安定化 契約で認められる 利益に含める。		
2002	石油輸出に対して 20% (後に25%), 精錬油に対して5 % (後に20%) の 税金を導入。		2003	11月,最低限の探査活動計画を提出した企業に低価のロイヤルティを可能に。ロイヤリティを減額(計算方式を改定)。天然ガスの国内供給義務についての条件を緩和。	2004	7月1日, 天然ガス の国有化の是非を 国民投票にかける。

コロンビア			ブラジル		エクアドル		ベネズエラ
		1997	新石油法が公布され、民間資本の参入について規定。 規制・許認可機関 として国家石油協会(ANP)を設立。				
		1999	油田鉱区について の初の入札を実施。			1999	ガス資源法制定。
2000	民間企業との新規 のアソシエーショ ン契約における国 営 企 業 ECOPETROL の 参加率を50%か ら30%に引き下げ。	2000 ~ 2001	Petrobras の一部 株式(4840百万ド ル)を民間資本に 売却(議決権無)。	2000	下流部門への民間 資本参画を認める 法案が提出される が公布に至らず。	2001	炭化水素法により, あらゆる新規の探査・採掘契約における国家のマジョリティ参画を規定。 石油へのロイヤリティを16.66%~30%に増額(オリノコベルトは20%)。 レントに対する課税は67%から50%に。
2002	ロイヤリティを埋 蔵規模によって変 化させ,最低限度 額を拡大。			2005	コレア経済大臣 (当時)により安 定化・投資・債務 削 減 基 金 (FEIREP) が廃 止され,石油収益 が社会事業に向け られるようになる。	2004	オリノコ川流域の 開発に対する法人 所 得 税 を 1~ 16.67% に増額。
2003	6月26日,規制緩和 により,あらゆる契 約方式を可能に。 また石油部門の管 理を専門に行う機関 (ANH)を創設。 ECOPETROL を 組織改革し,執行 部に民間部門から の参加を認める。			2005 ~ 2006	アマゾン地域で石 油開発に反対する 抗議運動が発生。 石油生産が停止。 (以前よりアマゾンでの石油開発や パイプライン建設 に対する反対運動 は発生)	2005	政府は1990~1997 年に結ばれた32の 操業契約の違法性 を提起。

	アルゼンチン		メキシコ		ペルー	ボリビア	
2004	石油価格に応じて 3~20%の追加徴 税を導入。			2004	6月,政府は国営 会社 Petroperu を 民営化プロセスか ら外す法律を公布。	2005	5月18日,炭化水 素資源の生産額の 50%を徴収する 炭化水素直接税を 導入,地方政府, 大学,軍などに分 配する炭化水素法 を公布。
2004	10月, 国営電力エネルギー企業 Enarsa を設立。 国家が53%, 生産州が12%, 民間資本が35%(意思決定への投票権なし)で構成。	2005	12月,原油価格高騰期に PEMEX が支払っていた追加税のうち50%を探査・生産投資に,残り50%を連邦政府のインフラ・設備投資に行えるように財政ルールを変更。	2005	天然ガスの国内市 場供給義務につい て条件緩和。	2006	5月1日, 大統領 領令 により, 炭化水 資源の国家間企業 規定し, 係を JV 契 約から変更、約から変更の交渉中の変更ですり 契約変更ででいる。 契約では 後化 水素直接税)。
2006	7月, 天然ガスの 輸出税を20%~45 %に増額(ボリビ アからの輸出ガス の値上げを受けた もの,2007年1月 より適用)。			2005	カミセアのガス田の輸出を可能にするように契約更改。		
2006	10 月, ENARSA と共同での探査・ 生産に対して優遇 措置を導入。付加 価値税の償還,探 査投資を全額税控 除の対象に。	2008	政府は石業の大に石業の不力に石業の不力に一般の民間の国生の一方にを一次の一方にを一次の一方にを一次の一方にを一次ででは、一方にを一次との一方に一方に一方に一方に一方に一方に一方に一方に一方に一方に一方に一方に一方に一	2006	7月、政府は国営 会社 Petroperuの 上流部門への参画 を強化し、民間企 業との戦略的連携 を可能とする法律 を公布。	2008	6月, 天然ガス関連企業の Chaco, Transredes, CLHBの資産を買収。

	コロンビア		ブラジル		エクアドル		ベネズエラ	
				2006	4月、新炭化水素 法制定。輸出額が 契約時の平均月額 を上回る場合,国 家が売却益の50% を徴税することに。 同年、Occidental は Petroecuador への通報無く株式 を売却したことを 理由に接収される。	2006	3月、開発中の全 油田を PDVSA と の JV 契約に移行 (PDVSA が 60~ 80%)。大部分は 契約更改に合意。 Total, ENI, BP は拒否したため接 収。	
2006	国営カルタヘナ精 油所の51%株式を 売却。			2007	8月, ベネズエラとの 間で Manabi 精油 所の建設に合意。 10月, 政府は価格 高騰期の特別税を 90%とする大統領 令を発令。エクアド ルは OPEC に再加 盟。	2006	8月,石油企業へ の所得税を34~ 50%に増額。	
2006	7月, ウリベ大統領 は 国 営 Ecopetrol の株式 の20%を売却する 法案を提出。12月, 国会はこれを承認。	2007	サントス海盆に大 規模な深海油田を 発見。	2008	政府は石油企業へ の税金を70%とす る新契約への移行 を企業に迫る。大 部分が合意。	2007	5月1日, 政府はオリ ノコ・ベルトの4つ の油田の60% 株 式を取得する大統 領令を発令。契約 更改期限までに Chevron等が契約 更改に応じる一方 で, ExxonMovil, Conoco Philips な どは応じず退出。	
2007	3 月, Ecopetrol は一部株式 (10%) の市場売却を実施。 43鉱区を探査入札 にかける。			2009	7月, 仏 英 系 Perenco 及 び ConocoPhillips 傘 下 の Burlington Resources は増税 に反対し、接収さ れる。	2008	政府は価格高騰時の特別税を導入。 最大で利益の95% を徴税するシステムに。	

	アルゼンチン	メキシコ		ペルー		ボリビア
2006	12月,炭化水素資源の所有権を州に認める法律を制定。		2008 ~ 2009	炭化水素資源の探査・採掘に関係する土地譲渡規定をめぐって、アマゾン先住民の大規模抗議運動が発生。	2009	5月,英系 AirBP 国有化。
2011	5月, YPF はネウ ケン州にシェール ガスの埋蔵資源を 発見したと発表。		2010	政府は14の新規鉱 区を入札にかける (落札されるも, 先住民への事前協 議法について係争 があり2011年9月 まで契約未締結)。	2010	12月,政府は石油燃料への補助金を撤廃し,国内供給価格を引き上げる大統領令を発令するも,抗議運動にあい1週間後に撤回。
2012	5月3日,フェルナンデス大統領は YPF 社 株 式 の 51% を接収する 法律を公布。		2012	政府は22の新規鉱 区を入札にかける。	2012	4月,新規石油探査に対して投資インセンティブを与える大統領令を発令。

⁽出所) Campodónico [1996; 2004; 2007a; 2007b], JETRO [2006], CEPAL [2013] といった二次文献の他, 専門誌 Oil&Gas Journal および Lexis Nexis 等を活用して報道資料を参照の上, 筆者作成。

	コロンビア		ブラジル		エクアドル		ベネズエラ
2008	政府は2010年に契 約満了となる BP との50:50JV 契約 を継続しないこと を発表。43鉱区を 探査入札にかける。	2009	政府は深海油田 = プレソルト (海底 岩塩下層) 油田に 対する国家管理を 強める法案を提出。	2009	8月, Petroecuador は中国との間で10 億ドルの借款 (原 油による償還) 契 約を締結。	2009	5月1日,政府は60 あまりのサービス 契約社が操業する 石油リグほかの資 産接収。
		2010	政 府 は , Petrobras の増資 により政府資本参 加率を引き上げ。	2010	7月27日, 炭化水素法 改正 。 Petroecuador の再編。民間企業にサービス契約ける。サービス契約ける。サービス提供は、売り上げの25%を関係を支には、熱係係を対した。 対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、対したが、	2010	政府はオリノコ重 質油について2つ の JV 契約を締結。
2011	7 月, Ecopetrol は新たに一部株式 (10%) を市場売 却。	2010	12月, プレソルト (海底岩塩下層) 油田についてコン セッション契約で はなく生産物分与 (PS) 契約とする 法 改 正。 Petrobras は最低 で30%の資本参画 を規定。	2011	12月、ウルグアイ 国営企業 ANCAP との売買契約につ いて更新しない旨 を発表。理由は ANCAPが購入し た原油の90%を市 場売却して利益を 得ていたため。	2010	6 月, 政 府 は Chevron 社の石油 リグ(プラット フォーム)の資産 を接収。7月, 政府 は Helmerich & Payne 社の石油リグ11基の資産接収。サービス契約への移行に同意しなかったことが理由。
				2011	政府は7つの小鉱 区について外国民 間資本と採掘・生 産契約を締結。		